

福島県消防学校教育訓練細則

目次

- 第一章 総則（第1条）
- 第二章 学校教育（第2条～第14条）
- 第三章 学校生活（第15条～第17条）
- 第四章 校外教育（第18条）
- 第五章 補則（第19条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第1条 この細則は、福島県消防学校教育訓練規則（昭和41年福島県規則第5号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第二章 学校教育

（学校教育の到達目標等）

第2条 校長は、規則第6条に定める各教育訓練の到達目標等については、教育訓練指針として別に定めるものとする。

（消防団員基礎教育の特例）

第3条 校長は、規則第4条第3項に定める基礎教育については、概ね3年の範囲内の期間において、分割して行うことができるものとする。

2 前項の場合であって、市町村及び消防本部（以下、「市町村等」という。）が教育訓練の一部を分担できるときは、校長は、市町村等と協議の上、当該市町村等における教育訓練の受講をもって、消防学校における教科目の修了と認定することができるものとする。

（提出書類等）

第4条 規則第9条に規定する提出書類等については別表1のと通りの区分とする。

2 前項における健康診断書の様式（第二号様式）については、規則第4条第2項に定める初任教育において、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条の規定による採用時の健康診断にかかる健康診断書があるときは、その写しをもって、同項の健康診断書に代えることができる。

3 消防職員である学生は、入学後身上に関する事項に変更が生じたときは、その変更の内容を速やかに校長に届け出なければならない。

（学生心得）

第5条 学校における学生の修学に関する必要な事項は、学生心得として校長が別に定める。

2 規則第21条に規定する寮に関しての必要な事項は、学生心得に定めるところ

による。

(健康診断)

第6条 校長は、学生に対して、必要に応じ、速やかに健康診断を受け、健康診断書を提出するよう命ずることができる。

(非常呼集)

第7条 校長は、火災その他の災害が発生したとき若しくは発生の恐れがあるときは、随時、集合場所、服装、携帯品等を指示して、非常呼集をかけるものとする。
2 学生は、非常呼集をかけられたときは、指示されたところに従い、遅滞なく集合しなければならない。

(備品等の使用)

第8条 校長は、学生からの申出に対し、施設及び安全管理上支障がないと判断した場合に限って、学校の施設、備品、図書等（以下次項で「備品等」という。）の使用を認めることができる。
2 学生は、前項の規定により備品等を使用するときは、損傷、紛失等の事故のないよう十分に留意するとともに、事故が発生した場合には、速やかに校長に届け出なければならない。
3 校長は、前項の届出があった場合には、その実態を調査し、学生に故意又は重大な過失があった場合には、その損害を求め又は原状回復を命ずることができる。

(欠席又は見学)

第9条 学生は、規則第14条第1項に規定する欠席又は見学しようとするときは、欠席・見学願（第三号様式）を校長に提出しなければならない。
2 前項の場合において、負傷又は疾病によって欠席が引き続き一週間を超えるとときは、遅滞なく、医師の診断書を提出しなければならない。
3 校長は、学生の欠席又は見学が交通事故、道路交通法違反等によるものであるときは、必要に応じ、推薦者その他の関係者に対し意見書の提出を求めることができる。

(出席停止)

第10条 校長は、規則第14条第2項に伴う出席停止については、公欠として取り扱うものとする。

(休業措置)

第11条 校長は、規則第14条第2項に伴い、校内において集団感染の発生又は集団感染の恐れがあると認めるときは、規則第12条第1項により休業措置をとることができる。

(修了及び卒業)

第12条 校長は、所定の教科目の総単位時間数の4分の3以上を履修したと認める学生に対して、学校教育（次項に定めるものを除く。）の修了又は卒業を認定するものとする。
2 校長は、法令等に基づく教科目及び教育時間数が定められているものについて

は、所定の教科目ごとの基準単位数を履修したと認める学生に対して修了を認定するものとする。

(懲戒)

第13条 校長は、規則第20条の規定による処分を行おうとするときは、懲戒委員会を設置し、本人及び関係者から事情を聴取し又は意見を徴し、審議を行うものとする。

2 懲戒委員会の設置については、校長が別に定める。

(修了者台帳等)

第14条 校長は、教育を修了した学生について、年度内に修了者台帳（第四号様式）を作成し、永年保存しておかなければならない。

2 校長は、学生に対して実施した効果測定の結果について、成績一覧表（第五号様式）を作成し、5年間保存しておかなければならない。

第三章 学校生活

(総代及び副総代)

第15条 校長は、学校教育の種類種別毎に、辞令書（第七号様式）により、学生の中から総代及び副総代を任命する。ただし、宿泊を伴わない1日開催の教育についてはこの限りでない。

2 総代・副総代は、原則各1名とする。

3 総代及び副総代の任務は、学生心得に定めるところによる。

(日直当番)

第16条 教育訓練の円滑な推進を図るため、学校に日直当番を置く。

2 日直当番の任務は、学生心得に定めるところによる。

(寮直当番)

第17条 学生の寮生活の円滑な推進を図るため、学校に寮直当番を置く。

2 寮直当番の任務は、学生心得に定めるところによる。

第四章 校外教育

(校外教育に関する規定の準用)

第18条 規則第23条の規定による校外教育については、毎年度校長が定める実施計画により行う。

第五章 補則

(消防学校運営協議会)

第19条 校長は、規則第25条の規定に基づき、学校の円滑な運営に資するため、

学校の運営に関する協議会を設置する。

- 2 前項の協議会の構成その他その運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附則

- 1 この細則は、平成10年4月1日から施行する。

- 2 福島県消防学校教育訓練細則（昭和四十八年五月十一日知事承認）は、廃止する。

附則

この細則の改正は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この細則の改正は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この細則の改正は、令和3年2月26日から施行する。